

低所得世帯等価格高騰重点支援給付金のご案内

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円の給付を行います。給付金を受け取るには手続きが必要です。

☎ 福祉課 生活支援班 ☎ 0820-77-5505

対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

住民税均等割非課税世帯

令和5年6月1日時点で周防大島町に住民票があり、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯

※世帯全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている場合は、対象外になります。

【対象外の例】

- ・親(課税)に扶養されている学生の単身世帯(非課税)
- ・子(課税)に扶養されている両親の世帯(非課税)

家計急変世帯

令和5年1月から9月の間に、家計が予期せず急変し、同一世帯に属する方全員が「住民税非課税世帯相当*」にあると認められる世帯

※住民税非課税世帯相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額(令和5年1月から9月の任意の1カ月収入×12倍)が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを示します。

(例)単身世帯の場合、93万円以下。3人世帯の場合、168.4万円未満(例は目安です)

申請手続き等

町から届いた確認書の提出(返送)が必要です

対象と思われる世帯には、町から世帯主宛に「確認書」を送付しています。支給対象となるかについては確認書に記載された内容をご確認ください。

対象世帯の方は、同封の記入例に従い必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にて郵送するか、福祉課または各総合支所・出張所へ10月31日(火)(必着)までにご提出ください。

※不備があると支給が遅れてしまいます。記入例をよくご確認ください。

※期限を過ぎると支給できません。

※税の申告をしていない方、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合や世帯員に変更があった世帯(例:課税されている方と死別等した場合等)は、申請が必要です。

申請が必要です

福祉課および各総合支所に備え付けています申請書に必要事項を記入し、必要書類と一緒に福祉課または各総合支所へご提出ください。申請書は町ホームページからもダウンロードできます。

■申請期間 10月31日(火)まで

ご注意ください!

○住民税が課税されている方に扶養されている方のみの世帯であるにもかかわらず受給した場合、詐欺罪(不正受給)に問われます。

○低所得世帯等価格高騰重点支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。